

企業パワーアップ資金

この資金の特徴

- ☑ 企業再生に取り組む方向けの資金です。
- ☑ 県制度融資だけでなく、複数の借入金の一括化を図ることも可能です。
- ☑ 金融機関と連携して経営改善計画を策定します。

次のような方が対象です

- 金融機関の支援を受けて企業再生に取り組みたい。
- 経営サポート会議^(※1)を経て経営改善に取り組もうとしており、経営改善計画を策定した。

※1 埼玉県信用保証協会を事務局とする「彩の国中小企業支援ネットワーク」に設置された会議のことです。
- 埼玉県中小企業活性化協議会などの支援を受けて経営改善計画を策定した。

融資条件

	設備資金	運転資金
限度額	2億8,000万円	2億8,000万円
	設備・運転併用の場合は、合計2億8,000万円	
利率	指定取扱金融機関の所定利率	
期間・償還方法	1年超10年以内 据置1年以内 元金均等月賦償還	
担保	指定取扱金融機関及び信用保証協会との協議により定める	
保証人	個人：原則として不要 法人：原則として代表者以外の連帯保証人は不要 ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度の要件を満たし、経営者による保証の提供を希望しない場合は不要	
信用保証	付する(保証料 年0.45%～1.59%以内) セーフティネット保証利用の場合 1～4・6号：年0.80%以内、5・7・8号：年0.68%以内 危機関連保証利用の場合：年0.80%以内 求償権消滅保証利用の場合：年0.50%～1.84%以内 事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は0.25%又は0.45%が上乗せとなる	

資金使途

設備資金	運転資金
機械設備の購入等に必要な資金	商品仕入れや外注費支払い等に必要な資金 (借換えのための資金を含む。)

ただし、次の資金使途は融資対象になりません。

- × 土地、住宅、株式、乗用車の取得資金
- × 法令に違反する設備及び県外に設置する設備のための資金
- × 申込者以外が使用する設備のための資金
- × 設置済み又は支払済みの設備のための資金
- × 借入金の返済のみに充てる資金、納税に充てる資金、転貸資金 等



融資については指定取扱金融機関及び信用保証協会の審査により決定されますので、申込要件を満たしてもご希望に添えない場合があります。

融資対象者

企業パワーアップ資金は、次の全てに該当する中小企業者（個人、会社、NPO法人等）を対象としています。

1 ①～④のいずれかに該当する。

- | |
|--|
| ① 彩の国中小企業支援ネットワークに設置された経営サポート会議を経て経営改善に取り組もうとしており、経営改善計画を策定した。 |
| ② 埼玉県中小企業活性化協議会、(株)地域経済活性化支援機構、(株)整理回収機構の支援を受けて経営改善計画を策定した。 |
| ③ [二期連続経常赤字]又は[債務超過]で、金融機関と連携し経営改善計画を策定した。 |
| ④ [二期連続実質赤字] ^{(*)2} 又は[実質債務超過] ^{(*)3} で、金融機関と連携し経営改善計画を策定した。 |
| ⑤ 制度融資に係る求償債務を有し、保証協会の求償権消滅保証制度を利用し事業再生を図ろうとする（経営安定関連保証又は危機関連保証を利用する場合を除く）。 |

*2 経常損益は黒字でも、在庫の再評価などにより金融機関が実質的に赤字と判断するものをいいます。

*3 資産を時価評価した場合、金融機関が実質的に債務超過と判断するものをいいます。

2 金融機関からの支援が得られており、今後も継続支援が確実である。

3 経営改善計画の実行が確実であり、償還確実性が認められる。

4 経営者が企業の再生に強い意志を持っている。

5 信用保証対象業種[一般にいう商工業者のほとんどが対象となりますが、原則として農林漁業、金融業（一部例外あり）、学校法人、宗教法人等は対象となりません。]を営んでいる。

6 申込みの日以前1年以上引き続き県内に事業所を有し、同一事業を営んでいる。

（県外から移転し、申込日において県内のみに事業所を有している場合については、県外での実績を含めて1年以上引き続き同一事業を営んでいること。）

7 事業税等を滞納していない。

8 事業に必要な許認可等を取得している。 等

申込みにあたっての必要書類

申込みに必要な書類	備考
埼玉県中小企業制度融資申込書（県所定様式1-2）	・ 受付機関にて配布、もしくは県HPからもダウンロードできます 県HP https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidoyushi/07j-forms.html
事業税の納税証明書等	・ 事業税の税額等の証明又は滞納がないことの証明 ・ 個人事業税の課税対象とならない事業を営んでいる個人は、県民税及び市町村民税の納税証明書等
最新2期分の確定申告書（決算書）の写し	・ 2期目の確定申告又は決算が終了していない場合は1期分で可
許可書・登録書等の写し	・ 必要な業種の場合
特約書（ひな形：県所定様式28）	・ 融資実行に先立ち取扱金融機関に提出
見積書の写し等（設備資金の場合）	・ 見積書、カタログ等の資金使途が分かる資料
本資金の利用に係る必要書類	・ 経営改善計画書（企業パワーアップ資金）（ひな形：県所定様式23） ・ セーフティネットの認定書（経営安定関連保証を利用の場合）
【信用保証協会必要書類】	・ 印鑑証明書、登記事項証明書 等 ・ 事業者選択型経営者保証非提供制度に基づき保証人による保証の提供を希望しない場合は保証協会所定の「『事業者選択型経営者保証非提供制度』要件確認書兼誓約書」、 ・ 求償権消滅保証を利用する場合は保証協会が求める再生計画等提供する場合に保証協会所定の「『経営者保証に関するガイドライン』」等に係るご説明

※ 金融機関や保証協会の審査過程において、上記以外の書類が必要となる場合があります。

受付場所 及び 指定取扱金融機関

埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、群馬銀行、足利銀行、常陽銀行、筑波銀行、八十二長野銀行、東和銀行、栃木銀行、東日本銀行、大光銀行、埼玉縣信用金庫、川口信用金庫、青木信用金庫、飯能信用金庫、東京東信用金庫、亀有信用金庫、足立成和信用金庫、西武信用金庫、東京信用金庫、城北信用金庫、瀧野川信用金庫、巣鴨信用金庫、青梅信用金庫、熊谷商工信用組合、埼玉信用組合（**県内に所在する本支店**）

上記金融機関と取引実績がない方でも申込み可能です。

お問い合わせはこちらまで

- ・ 各指定取扱金融機関
- ・ 埼玉県産業労働部経営・金融支援課 企画・制度融資担当
電話：048-830-3801・3803
さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁本庁舎5階



詳細につきましては、県経営・金融支援課ホームページをご覧ください。 **埼玉県制度融資で検索**

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidoyushi/>